

## 平成27年第13回教育委員会定例会

開会年月日 平成27年7月10日(金)  
場 所 小中一貫教育校 大泉桜学園

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩  
同 委員 外 松 和 子  
同 委員 内 藤 幸 子  
同 委員 安 藏 誠 市  
同 委員 長 島 良 介

## 議 題

## 1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する  
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求  
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを  
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳  
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継  
続審議〕
- (9) 平成26年陳情第5号 東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モ  
デル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教育  
の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第1号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 平成27年陳情第2号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成27年陳情第3号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕
- (13) 平成27年陳情第4号 中学校教科書採択に関する陳情
- (14) 平成27年陳情第5号 中学校教科書採択に関する陳情

## 2 協議

- (1) 平成27年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

### 3 報告

#### (1) 教育長報告

平成26年度練馬区立学校における体罰等の実態把握について  
平成26年度練馬区立小中学校におけるいじめ・不登校の状況について  
適応指導教室入室者および教育相談室の不登校相談件数について  
支援が必要な子供への学習支援等の実施について  
練馬区子ども読書活動推進計画(第三次)素案について  
平成27年度臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金の支給事業について  
平成27年度夏休み居場所づくり事業の実施等について  
指定管理者との協定締結について  
三原台児童館の休館について  
都営上石神井アパートの建替に伴う上石神井保育園改築工事の工期および負担金(費用の概算総額)の変更について  
「放課後子ども総合プラン運営委員会」の設置について  
「練馬こども園」の認定開始について  
公共施設予約システムの更新について  
「ファミサポホーム」の実施について  
平成27年度臨海学校および林間学校の実施について  
練馬区立平和台図書館の指定管理者候補の選定について  
練馬区立児童館の指定管理者候補の選定について  
練馬区立学童クラブの指定管理者候補の選定について  
その他  
その他

### 4 視察

- (1) 大泉桜学園における授業  
(2) 大泉学園駅図書館資料受取窓口

開 会            午前    10時00分  
閉 会            午前    11時27分

会議に出席した者の職・氏名

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 教育振興部長            | 中 村 哲 明  |
| こども家庭部長           | 堀    和 夫 |
| 教育振興部参事教育総務課長事務取扱 | 岩 田 高 幸  |
| 教育振興部教育企画課長       | 伊 藤 安 人  |

|                       |              |         |
|-----------------------|--------------|---------|
| 同                     | 学務課長         | 山 崎 泰   |
| 同                     | 施設給食課長       | 三ッ橋 由 郎 |
| 同                     | 教育指導課長       | 堀 田 直 樹 |
| 同                     | 学校教育支援センター所長 | 風 間 康 子 |
| 同                     | 光が丘図書館長      | 加 藤 信 良 |
| こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱   |              | 小 暮 文 夫 |
| こども家庭部こども施策企画課長       |              | 柳 橋 祥 人 |
| 同                     | 保育課長         | 櫻 井 和 之 |
| 同                     | 保育計画調整課長     | 近 野 建 一 |
| こども家庭部参事青少年課長事務取扱     |              | 中 里 伸 之 |
| こども家庭部練馬子ども家庭支援センター所長 |              | 吉 岡 直 子 |

#### 教育長

ただいまから、平成27年第13回教育委員会定例会を開催する。本日は大泉桜学園の会議室をお借りして、出前教育委員会として行う。学校の皆様にはご協力をいただきお礼を申し上げたい。また本日は案件の最後に施設と授業の視察、それから午後1時20分からはこちらの会議室において保護者の皆さんとの意見交換会を予定している。進行については各委員のご協力をお願いする。

なお、本日は傍聴の方が5名いらしている。

それでは、案件表に沿って進めさせていただく。本日の案件は陳情14件、協議1件、教育長報告18件、視察2件である。

(13) 平成27年陳情第4号 中学校教科書採択に関する陳情

(14) 平成27年陳情第5号 中学校教科書採択に関する陳情

#### 教育長

初めに陳情案件である。

平成27年陳情第4号中学校教科書採択に関する陳情、および、平成27年陳情第5号中学校教科書採択に関する陳情である。この2件の陳情は、本日新たに提出されたものである。事務局よりお願いする。

#### 事務局

それでは読み上げさせていただく。

平成27年陳情第4号中学校教科書採択に関する陳情である。

陳情者は記載のとおりである。

記書き以下について読み上げさせていただく。

資料として真実のある内容で授業が展開できる教科書を選択して下さい。

授業者である教師の意見をよく聞いて下さい。

教科書採択の教育委員会の場所はゆとりのある場所にして下さい。

教育委員会で話し合っている声が傍聴者にはほとんど聞こえません。採択の際は、聞こえるようにして下さい。

以上である。

続いて平成27年陳情第5号中学校教科書採択に関する陳情である。

陳情者は記載のとおりである。

記書き以下について読み上げさせていただく。

1.教科書採択にあたっては、各校の研究会を復活させ、直接授業で教科書を使用する教職員の意見を採択に反映してください。

2.より多くの保護者、区民が教科書展示場で閲覧し、意見を出せるように、展示場の場所を増やし、閲覧時間を延長するなど条件を改善してください。

3.教科書採択に関する教育委員会を、希望する区民が全員傍聴できるよう、条件を整えてください。

4.教科書採択後、採択に関するあらゆる資料の情報公開を迅速に行ってください。

以上である。

教育長

意見が新しく出たということであるが、本日は読み上げのみとして継続としたいと思うがいかがか。

委員一同

はい。

教育長

それではそのようにさせていただく。

(12) 平成27年陳情第3号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次の陳情案件である。

平成27年陳情第3号中学校教科書採択に関する陳情であるが、追加署名が提出されているようだ。事務局より願います。

事務局

7月6日に受領した分である。255名分の追加署名が提出された。合計で454名である。以上である。

教育長

この陳情については、事務局より新たに報告する事項や大きな状況の変化はないと聞いている。この陳情についても本日のところは継続とさせていただきたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成26年陳情第5号 東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モデル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第1号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 平成27年陳情第2号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次にほかの陳情案件であるが、その他の継続審議中の陳情11件についても、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これらの陳情案件については、本日は継続とさせていただきたいと思う。いかがか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

協議(1) 平成27年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

教育長

次に協議案件である。

協議(1)平成27年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。この協議案件は、本日事務局より新たに提出された件である。それでは資料の説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

今年度の点検・評価に関する説明であったが、毎年これは年度末に向けて準備をしないではいけなく、法律で決められたものである。方法についてはこれまで、別紙1に書いてある実施方針に基づいて行ってきた。今年度は、従前の方法でいいのか、それとも状況の変化をとらまえて少し変えたほうがいいのかというところで資料の説明があった。今の説明について質問はあるか。

内藤委員

直接関係ないと思うが、27年度は従来実施してきた事務事業の行政評価は行われなかったということであるが、その理由は何なのかということと、そのかわりに何かほかのことをされるのかをお聞かせいただきたい。

教育総務課長

行政評価については、毎年区で実施しているが、今年度については区政改革の新たな方針を全体的に定めるということがあり、その関係で今年度は行政評価は行わないという取扱いになっている。

内藤委員

計画を見る中で行政評価にかかわるような作業が行われているので、行政評価をやめても差し支えないと判断してよろしいか。

教育総務課長

これまでの行政の取組全てについて全体的に見直していくということがあるので、それぞれについての行政評価は行わないということが、区全体の方針となっている。

教育長

来年度以降はどうなっているのか。

教育総務課長

その辺の方針はまだ定かではないが、区政運営の見直しの中で、事務事業の評価をど

のように行っていくのか、これまでの行政評価の形で行うのか、少し形を変えて行うのか、その辺については今後の議論の中で決まっていくと思っている。

#### 内藤委員

この資料を読んでもなかなかイメージができなくてわからないのであるが、(2)の見直しを行った場合の対応案の中の2行目に、「計画の80項目の取組」と書いてある。これは教育振興基本計画の80項目ということか。子育て分野についてはないのか。

#### 教育総務課長

別紙2の体系図を見ていただきたい。こちらの「主な取組」のところに、それぞれ「個に応じた指導の充実」などが書いてあるが、これが全部で80項目ある。

であるから、この取組について、これまでの成果がそれぞれどうだったのか、そのような資料をもとにして評価をいただくという案が(2)である。

こちらについては来年度、教育振興基本計画を見直そうということもあるので、見直しをするためのデータとしても、これまでの取組の状況を一覧でわかるようにするということで、案としてお出ししたところである。

子ども・子育て関連分野についても同様に、一つ一つ、添付した資料の中にも事業があるので、それを拾うということもないわけではないが、こちらの次世代育成支援行動計画については、今年の3月に子ども・子育て育成支援事業計画に包含されて改正されたということもあったので、子ども・子育て関連についてはそこまではしなくてもいいのかなと考え、教育振興基本計画で記載をさせていただいた。

#### 教育長

今回、区が行政評価を行わないという状況の中でどうしようかということ、それからまた、これまでどちらかというと、教育分野と子育て分野で1つずつテーマを決めて、ある意味、集中的に点検・評価を行い、それ以外にも行政評価を行ってきたが、そのようなやり方で、今回も何かテーマを決めてやったほうがいいのか、それとも、特に教育部門に関していえば教育振興基本計画が来年度見直しの時期に差しかかるということなので、これまでの実績を事務局で取りまとめているので、それを踏まえた形で全体を見渡した点検・評価をしてはどうかということか。

#### 教育総務課長

基本的にはそういったところになる。あと1つ、来年度の関係でいえば、28年度については大綱が策定されて、ビジョンのもとで点検・評価も行っていくという形になり、来年度もどうしようかということがまた出てこようかと思う。そのあたりを踏まえながら、今年度どうしていくかという方向性も考えないといけないかなと考える。

#### 教育長

来年度はまた変わってしまう可能性があるということであれば、今年度は従前どおり行っても別におかしくはない。ただし、テーマを決めて行うとすると、テーマが大体出

てしまっているの、新たにテーマを決めるのも難しいかもしれない。決めれば決めたで行うことは可能であるし、そのほうがわかりやすいといえばわかりやすい。我々も集中できるのでいいのであるが、どうするか。

内藤委員

(1)と(2)のところでは特定のテーマについては触れられていないので、(1)と(2)ともに特定のテーマがプラスされるのかなど私は思っていたが、今の教育長のお話だと、特定のテーマだけの評価というものもありだというご意見なのか。

いろいろな選択肢があるので難しいと思っているが、基本的にはこの点検・評価が評価だけで終わらずに、次に生かされる評価をしたいというのが本音であるので、どちらかという(2)の方法がより近くなっていくのかと思った。

外松委員

今説明を伺っていて、私もようやくわかってきた状況である。新たに子ども・子育て育成支援事業計画が策定されて、内容も大幅に変わってくるということが1つと、あと教育振興基本計画もこれから見直しを行うということであるから、なるべく、そのような新たな計画に沿うような、そちらを見据えたことができればと思う。

点検・評価もかなり膨大な仕事になってくるので、あまり従前どおりということにはこだわらず、これから生かせるような、同じやるのであればそのような方向性のほうが、よりよいのではないかと考えている。

教育長

ほかにご意見はあるか。

安藏委員

私も、今、聞く範囲ではそのように思った。

教育長

今日出していただいたご意見を踏まえて、次回あたり、イメージをもう少しクリアにしてもらいたい。今までやってきたことを皆さんご存じなので、今までとどこがどう違うのか、どういうイメージでこの結論を出せばいいのかということが、もう少しはっきりとイメージしやすいような資料を提出していただいて、次回また議論をしたいがどうか。

教育総務課長

わかった。

教育長

皆さんもそれではよしいか。では、今日のところは事務局としての提案ということで受けとめさせていただいて、次回、今、各委員から出していただいたご意見を踏まえた

形で、もう一度、もう少しイメージがクリアになるような資料を出していただくということで、今日のところは継続とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(1) 教育長報告

平成26年度練馬区立学校における体罰等の実態把握について  
平成26年度練馬区立小中学校におけるいじめ・不登校の状況について  
適応指導教室入室者および教育相談室の不登校相談件数について  
支援が必要な子供への学習支援等の実施について  
練馬区子ども読書活動推進計画（第三次）素案について  
平成27年度臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金の支給事業について  
その他  
その他

教育長

次に報告事項、教育長報告である。

本日は18件であるが、前回の積み残しがあるので、前回配付した資料もお出しいただきながら、よろしくお願いいたします。

それでは、報告 番の平成26年度練馬区立学校における体罰等の実態把握について、よろしくお願いいたします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

それでは各委員からのご質問やご意見があればお願いします。

外松委員

特に小学校高学年ぐらいから中学生までに対応する現場の教職員の方々は、本当に困難な状況もあるのではないかと推察する。であるが、今、ご説明いただいたとおり、体罰というのは決して行ってはいけない行為である。それはここにうたわれているように、児童・生徒の人格を軽視するような、尊厳を損なうようなことはやってはいけないことであるので、そのことをしっかりと教職員の方々に再度また認識していただきたい。言葉によるコミュニケーションはどのようにしていったら児童・生徒の心にしっかりと入っていくのか、そのような研修が必要なのだろうと思う。

先ほど、この7月と8月に教職員の方々に対して研修を実施されるということであった。そういった意味での対策はとられているのかなと思う。現場に携わる方々がしっかりとその研修を受けて、決して体罰が行われることのない練馬区の小中学校になってほしいと思っている。

教育長

ほかにかがが。

#### 内藤委員

今、外松委員がおっしゃったのと同じようなことになるが、練馬区もいろいろな対応をしているにもかかわらず、結果としては体罰が行われたという結果が出て、大変私も残念に思っている。

この事案の概要についてだけ読んでみると、左頬をたたいたとか蹴る、尻餅をつかせた、同生徒をまたいだ、地面に押しつけたなど、かなり厳しい状況のように思われる。このときの状況は定かではないので何とも言いかねるが、教師のほうが一方的だったのか、それとも生徒のほうに刃向ってくるようなことになったのでこのようなことになったのかなど、いろいろ推測する。その辺の事情をもう少し教えていただきたいということが一つお聞きしたい点である。そのときの教師の精神状態は一体どうだったのかということが本当に気になるところである。

それにしても、どのようなケースにおいても体罰は決して許されるものではない。その辺のことを教えていただけたらと思う。

#### 教育指導課長

今回、体罰の公表があった練馬区の事案についてであるが、部活動の指導中に、生徒が教員の指示に従わなかった、また教員が指示したことについて生徒が反抗的な態度をとったことから、教員が感情的になってしまい、つい体罰を行ってしまった。また教員についても、本人はそうした行為が体罰にあたるとは感じていなかった。生徒はそうした行為を指導として受け入れている、生徒から教員のこうした行為について体罰であるという訴えがなかった、そうしたことから教師の認識が十分ではなかったということが挙げられる。

そうしたことから、区教員委員会においても、教員が感情を抑えて、子供たちに言葉で丁寧に繰り返し繰り返し指導できるように、アンガーマネジメント研修や、教員が生徒から反抗的な態度をとられた際に、1人で対応するのではなく、組織的に複数で対応するように、管理職に周知徹底を図ったところである。

#### 内藤委員

本当にお願ひしたいと思う。

#### 長島委員

私も同じようなことであるが、体罰を行うということ自体、根本的に、子供たちを力でコントロールしようとしていると思う。最近よく言われているが、人は変えることは絶対にできないけれども変わることができる。そもそも変えようとしているという根本的な問題がある。体罰を行ってはいけないのではなくて、体罰を行おうと思っていること自体が間違っていると思う。言葉でもそうであるが、反抗してくるというのは、要はコントロールしようとするから反抗してくるわけである。昔はそれが普通であったが、今はそれが多分通じなくなっている。私にも中学生の子供がいるが、面と向かって

反発してきたり、はっきりしてくれればいいのであるが、子供の態度が逆にはっきりしなかったりすると、余計、コントロールできているかどうかもわからないので腹が立ってきて感情的になってくるというようなこともある。

どうしても先生という社会の中だけだと、そういうことを知る機会もないのかなと思うので、そういう機会を、研修でもよいので知ってほしい。普通の企業でも、外的なコントロールは絶対に何も生まないということが言われているので、そういった機会を先生方に持っていただきたい。こういった問題はもっともっと根深いところであって、体罰をやってはいけないという次元で話しても絶対に解決しないのではないかという感じを受けた。

特に、今、内藤委員がおっしゃった詳細な報告を見ると、もう先生ではなくなっている。意見として述べさせていただいた。

教育長

安藏委員、どうか。

安藏委員

同じように私も思っている。実際、そのときの子供の対応などにより、一瞬感情的に走ったという状況はあると思うが、いずれにしても、その教師と生徒が、それぞれ、ここで体罰が許されることは全くないということを、やはり認識してもらわなければならない。これだけ社会的にも問題になっているにもかかわらず、今でもこのようなことが出てくるということは、やはり深く考えてもらわないといけない。

教育長

ありがとう。私からも一言。去年3件で今年は1件ということで、数の上では減ったという話になるが、今、内藤委員や長島委員からも話があったように、今回のケースの対応を見ていると、やはり思わず手が出たという次元の話ではないわけであって、本当に根が深いという思いが改めてした。この間ずっと教育委員会事務局として、校長会では必ずこの体罰の問題についてお話しし、また研修にも力を入れ、そのほかにもさまざまな場面を通して体罰の根絶に向けて行ってきたにもかかわらず、今回このような態様の体罰が起きたということは、これは本当に根が深い。我々としてももう一回腹をくくって対応しなければならないことだと思った。

何ができるかということについては、これはなかなか難しいことだと思うが、やはり今までのようなやり方ではこうした体罰はなくなるという前提に立って、もう一段、我々としても踏み込んだ対策をとらなければならないと思っている。

改めて、先ほど教育指導課長から、研修や各学校の取組、あるいは個々の教員に対する面接等々の話があった。そういう地道な取組はもちろんやっていただくとして、より有効な、実効性のある取組も考えていく必要があると、改めて思った次第である。

これについては今後また取組を強化するというので、教育委員会としてはよろしいか。ありがとう。

それでは次に、報告 番の平成26年度練馬区立小中学校におけるいじめ・不登校の

状況についての報告である。これは次の 番の適応指導教室入室者および教育相談室の不登校相談件数についてと関連するので、 番と 番を一緒に報告していただきたいと思う。

教育指導課長

資料に基づき説明

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

以上の2件は、関連する内容なので一緒にご質問をいただければと思う。いかがか。

外松委員

先般、いじめから自殺へつながったという痛ましい事件があり、いろいろと報道されている。今、課長から報告をいただいたように、練馬区ではいじめの撲滅に向けて、実態把握のために数年前から年に何回かアンケート調査を実施してきている。この報告を見せていただくと、確実にアンケートを実施してきているということ、そして、そこからいろいろなことを読み取ることが、いじめの発見のきっかけに大きな位置を占めていることが伺える。特に中学生は、アンケートからいじめが発見されたということが大変数的にも多くなっているため、アンケートの実施は非常に大切なことだと思っている。分析等、本当に労力が要ることであるが、重要なことであるので、引き続きよろしくお願ひしたいと思う。

また、3ページの(6)の表を見せていただき、いじめられた児童・生徒の相談相手として、小学生も中学生も学級担任に相談するということが昨年度は一番多くなっている。これはやはり、そこには信頼関係があり、教育現場が良好な状態になっていると心強く感じている。また次に保護者の方や家族の方、そして担任以外の教職員ということで、それも非常に数が多いが、スクールカウンセラーや相談員といった専門の方の機能もしっかりと果たせてきているのではないかと思う。

続いて、4ページでは不登校の状況が報告されており、先ほども説明いただいたように、少しずつ少しずつ、小学生も中学生も不登校になる児童・生徒がふえてきている。そして6年生から中学校1年になるときに、やはり環境が変化することもあってか、その辺から非常に不登校の生徒がふえているということも、また改めてこの表から感じた。この辺は具体的に対応していかなければいけないと思っている。

5ページでは、不登校の原因が近年は複雑に絡み合っているのだということをもまた感じた。一番多いきっかけは本人にかかわることで、無気力や不安などの情緒的混乱である。それは先ほどご説明いただいた中に、情緒障害とか発達障害ということもあるということであった。今年度から新しい計画の中に、そのような情緒障害や発達障害の児童・生徒に対して、いろいろと今後、教育の手当てを厚くしていくということも入っている。その辺をしっかりとやっていかなければいけないのだと、今回のこの報告からも感じ

ている。

教育長

ほかの方、何かあるか。

内藤委員

1ページを見ると、いじめの状況の数値が今年度は大変少なくなったということは結構なことであったとまずは思っている。それはいろいろな対応を先ほど課長からお話があったように、区を上げて取り組んでいるからであろうと、結構なことだとまずは思っている。

今回、先ほどのご発言にもあったが、岩手県の中2男子の自殺については、まだ真相は解明されていないが、かなり子供がSOSを発信しており、それが大人にまで一応は届いていたということは事実のような感じがする。それをどう受けとめるかという、受けとめる側の意識の問題が大変大事だということを改めて感じた。それとともに、そういった情報を学校全体やその他の人たちが共有していくということが大事なのに、今回の事件はその共有がなされなかったためにとめることができなかったのではないかと、私としては推測しているところである。

アンケートは大変有効であるということであるが、矢巾町の場合でもアンケートは1カ月おくれで行われたにもかかわらず、その後の結果が共有されていなくて時間が過ぎてしまっている。いろいろな事情があったのだと思う。改めてお聞きしたいが、練馬区で実施しているアンケートは年間何回行われて、区教育委員会へ報告が上がってくるのは何回かということをもまず1つ目の質問にしたい。

もう1つは、2ページのいじめ発見のきっかけのところである。アンケートが大変有効であるということは私も同じ意見である。内訳の「学校の教職員以外からの情報により発見」の「児童生徒（本人を除く）からの情報」というのは、アンケートの中にも多分あったのではないかと思う。教職員が発見するというよりも、児童・生徒が見ていることでわかったということがあると思う。この「児童生徒（本人を除く）からの情報」というのは、アンケート以外として直接情報が来た数であると考えていいのだろうか2点目である。

3点目は、これはまた感想になるが、そのように周りで見ている子供たちの、自分たちで何とかしようという自浄作用の意識を高めることがやはり大事であるということをも改めて今回の事件、そしてこういった資料を見て感じる場所である。個々の子供たちにとってみれば一場面ずつかもしれないが、それを全体で見えていくとかなりの回数、かなりの場面でいじめが行われていることがわかってくる。アンケートをすることが大事であるとともに、いじめを何とかしたいという風土が学校で子供たちの中にあるということがとても大事だと思う。

練馬区の中でいろいろな報告があると思うが、子供たちの手で行っている取組についてもあったら教えてほしい。

教育指導課長

まずアンケート調査の報告についてであるが、練馬区ではアンケート調査を年間3回以上、各学校で実施をお願いし、また、アンケートだけではなく、面談等あらゆる機会を捉えて、いじめの状況を各学校で毎月把握を行ってほしいということで依頼をしている。アンケートについては年間3回、6月・11月・12月に各学校で実施していただき、その調査結果を教育委員会に報告していただいている。

またそれ以外にも、小学校の第5学年、中学校の第1学年については、スクールカウンセラーによる全員面接を夏休み前までに実施するという取組を行っている。

続いて、資料2ページのいじめ発見のきっかけについてであるが、「児童生徒(本人を除く)からの情報」ということであるが、これについては、子供同士の中でそういったものを発見したときに、友達から学校の教職員等に、こういういじめがあるということを発見して伝えたというものである。

続いて3点目、いじめ等についての取組ということであるが、練馬区では特に調査を中心に、教職員の意識を高めるということを行っている。そうしたことから、教職員が少しでも子供たちの関係の中でいじめにつながるようなことがあれば、すぐに対応し、当事者同士から聞き取りを行い、いじめに発展しないようにしている。また子供たちの中でいじめを生まないような取組としては、道徳の授業において、いじめの内容を年間に複数回扱い、子供たちの中でいじめはやってはいけないこと、やったことによって相手がどういう気持ちになるのかといったことについて考える学習の充実に取り組んでいる。

また、児童会・生徒会の取組としても、児童会の中では、児童会活動として、実際にいじめの劇を全校児童の前で行い、いじめられている子、いじめている子の気持ちをみんなで考え、いじめはどのようにしてやってはいけないのかということ子供たちの中で考えて、やらないようにしようということを行っている。また生徒会の中でも、いじめ撲滅に向けた生徒会の運動や、また特に話し合い活動や各学級でいじめ防止に向けたスローガンをつくったりという取組を進めて、自浄作用を高めているところである。

以上である。

内藤委員

いずれにしても、危機管理意識を持ち続けるというのはなかなか難しいことであるが、それを持ち続けることが大変大事であるということに改めて感じた。

教育長

ほかにいかがか。

長島委員

先ほどの体罰の問題につながっていると思うが、先生が体罰を行い、子供をコントロールしようとする、それを見ている子供が結局同じようなことを行い、コミュニケーションがうまくとれない、信頼関係ができないという状況になっていく。また、子供自身がそういうことをされることによって自信をなくし、自分が何をしたいかわからない、どうしていいかわからなくなる、学校に行きたいけれども行けなくなってしまうと

いう状況があるように思う。

いじめにしても不登校にしても一言では言えない問題があると思うが、やはり一番の原因は、保護者や先生であり、保護者や先生が変われば子供たちは変わっていくと思う。いろいろな方法があると思うが、こうした数のアンケートにしても、なぜこういう数字になったのか、もう少し深く分析する必要がある。例えば減ったものがたまたまなのか、具体的になんらかの対策を行ったからこの結果になったのかなど、その辺がもっともっとわかって公表されることで、安心できる保護者もいると思うし、またそれが子供たちに対する対応にもつながっていくと感じた。何分勉強不足なので、非常に難しいとは思いますが。

以上である。

#### 内藤委員

不登校に関してであるが、6ページを見ると、下のほうで、学校は大変多様な対応をしているということがまず目につく。それほど不登校というのは原因がそのケースケースによってさまざまであるので、効果があった措置はいろいろになってくる。学校も大変苦慮しながらも多様に対応することで解決を図ろうと努力していることがよくわかる。

その中で、上から5つ目の「スクールカウンセラー、心の教室相談員が専門的に相談にあたった」の数が大変多くなっている。また、下から5行目の「登校を促すため、電話をかけたり迎えに行くなどした」という項目は学校が行ったと思うが、このことに関しては、今度スクールソーシャルワーカーの事業の中で、学校をかなり支援できる方向になっていくと思う。区の事業としてその辺に力を入れているということは的を射ていることであつたと改めて思った。

また、先ほどのスクールカウンセラーや心の教室相談員を充実したことによって大変活用されているということもあつた。これもやはり教育委員会の事業として進めてきて、効果があつたということで大変よかったなと感じた。ますます充実していくように、今後も推進していただけたらありがたいと思う。

#### 教育長

ほかにいかがか。

#### 外松委員

資料15の中で少し意見がある。特に下の2番、教育相談室の不登校相談件数についてである。来室相談件数は大体同じような数値であるが、相談にも来られない不登校児を抱えている家庭は困難が多い。どのように考えればいいのか。

#### 学校教育支援センター所長

学校教育センターの教育相談は、電話でのご相談も受けている。ただし、電話であると主訴をはっきりと把握できないこともあるので、電話相談を受けた上で、必要であれば来室をしていただいた上でのご相談をという形をお願いしている。電話での相談もしっかりと受けている。

教育長

よろしいか。

内藤委員

続いて資料15について質問したい。1番のグラフを見ると、中学生は119、93、93、116、140という谷のような形をしている。24年度から26年度にかけて入室者がふえているし、入室率も上がっていると思う。これは何か指導方法が変わった、または、運営方法が変わったなど、何か要因があれば教えていただきたい。

学校教育支援センター所長

指導方法が特段変わったということはないが、学校との連携が強くなってきている。特に26年度はスクールソーシャルワーク事業も始まる中で、いろいろな形で連携先として適応指導教室をご紹介してきた。

先ほどお話があったスクールソーシャルワーク事業であるが、そこでの内容となっている案件としては不登校も多い。そういったことも背景としてあるように思っている。

教育長

よろしいか。ほかにいかがか。

それでは、今回、いじめと不登校という大変重要な案件について報告をいただいたと知っている。この問題は今、先ほど来、委員からお話があったように、岩手県であのような事件が起きており、不登校の問題については適応指導教室に来てくれている子供たちはごく一部である。多くの不登校の子供たちはどうしているのか、そのようなことも含めて、やはりもう少し学校も、また教育委員会としても、積極的にアプローチをする体制を整える必要があると思っている。

特に不登校については、この間ずっと、不登校を出さないということで取組を行っていたにもかかわらずふえているという状況は重く受けとめなくてはならない。確かに、不登校の場合はいろいろな事由があり、なかなか1つの対策を行っても、それで大きく不登校がなくなるということはないので、難しいことはよくわかるが、やはり、子供の立場に立ってみれば本当に苦しい思いをしているはずなので、そのような子供たちに対して、どのように私たちが手を差し伸べることができるのかということ、学校と教育委員会が一緒になって考えなければならない。大変重いテーマである。しかし、しっかりと前に進めるように、頑張ってやっていかなくてはいけないということを改めて感じた次第である。

これについては引き続きまたいろいろな場面で報告をさせていただくということで、とりあえず今日のところはよろしいか。

では次に進ませていただく。報告 1番の支援が必要な子供への学習支援等の実施について、前回の資料で説明をお願いします。

学校教育支援センター所長

## 資料に基づき説明

### 教育長

ご質問やご意見があればお願いします。

これは以前ご説明させていただいた事業であるが、いよいよ内容が決まってきたということである。現在、事業者を選定している最中であるという説明であった。

### 内藤委員

新しい視点で行われる事業で、大変踏み込んだ素晴らしい事業だなと感じている。利用定員が30名となっているが、この数字で足りるのか。

### 学校教育支援センター所長

教育委員会として、準要保護の方を対象に事業を実施するという形は初めてである。まずは、試行という形で行う。学習支援と言っても学校のような形で、全員が同じ授業を受けるのではなく、個別支援が必要になってくるという想定から、規模としては30人程度で想定している。

ただし、現在、既に学務課からの就学援助の決定通知とともに、準要保護の対象者に対して案内を送らせていただいているが、昨日の段階で既に70名程度の応募があった。若干の定員増は想定しているが、募集の通知には、定員を超えた場合には抽選とするとさせていただいている。

生活保護では実績があるが、教育分野では準要保護世帯対象とするため、試行としてこのような定員にした。

### 外松委員

(2)の居場所支援事業について伺います。適応教室や校内別室登校が困難で家庭にとどまっている不登校の児童・生徒の居場所支援として、一步踏み込んだ支援ができるということであれしく思っている。

具体的には、対象者が家から出ないわけであるから、事業者が家庭を訪問して、保護者や本人と会って、この事業の内容を伝え話をし、そして、とにかく家庭から一步外に出していくという、イメージとしてはそういうことになるのか。

### 学校教育支援センター所長

先ほども少し申し上げたが、不登校のお子さんに関して言うと、スクールソーシャルワーク事業の中で、不登校の課題に対する支援の件数が昨年度でも一番多いという状況がある。そこで、スクールソーシャルワーク事業の中で、スクールソーシャルワーカーが必要に応じてご家庭に行き課題を把握し、そこで信頼関係を持ち、この事業をご案内して来ていただく。

また、先ほど適応指導教室に人数としてこれだけの入室者がいると申し上げたが、登録しても来られていない、実際には通えていないお子さんもいらっしゃる。そういう方にも、学校教育支援センターから、このような事業があるという働きかけもさせていた

だき、新しい居場所支援事業の利用もご案内させていただければと考えている。

今回の事業者がご家庭に行って引っ張り出すというところまでは、今の段階では想定していない。

外松委員

連携が重要な事業ということになる。ありがとう。

教育長

それでは次に行く。報告 番の練馬区子ども読書活動推進計画（第三次）素案について、願います。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

いかがか。

内藤委員

感想である。6ページ、7ページの体系図を拝見すると、発達段階に応じてさまざまな事業が行われていたものが、このように系統的に示されることによって大変わかりやすいと思った。この計画を見ると、区のやる気の姿勢というものが伝わるのではないかと思う。

教育長

いかがか。よろしいか。ありがとう。

それでは次に報告 番の平成27年度臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金の支給事業について、説明を願います。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

何かご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

お諮りする。本日はこの後、視察が控えているので、一応ここまでとさせていただき、次回の定例会において報告 番以降の案件を報告させていただきたいと思う。

事務局で、今日、特にこれだけは報告したいというものはあるか。よろしいか。

それではそのような形でやらせていただきたいと思います。申しわけない。

それでは、この後は、小中一貫教育校大泉桜学園の施設ならびに授業の視察を願います。本日の定例会は、視察の終了をもって閉会とさせていただきます。